

～適性診断の受診について～

法令で義務付けのある適性診断

診断種類	対象者	備考
初任診断	運転者として新たに雇入れた者全てであつて、雇入れの日より遡る過去3年間に初任診断を受診したことがない者。 ※他の運送会社から移籍した場合でも過去3年以内に受診がない場合は初任診断に該当します。	当該貨物自動車運送事業者において事業用自動車の運転者として乗務する前に受診。ただし、やむを得ない事情がある場合には、乗務を開始した後1か月以内に受診。
適齢診断	65才以上の運転者	65才に達した運転者に対しては、65才に達した日以後1年以内に1回。その後3年間以内ごとに1回受診。
特定診断Ⅰ	死者又は重傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の1年間に交通事故を引き起こしたことがない者。軽傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の3年間に交通事故を引き起こしたことがある者。	当該交通事故を引き起こした後再度乗務する前に該当するいずれかの診断を受診。ただし、やむを得ない事情がある場合は、乗務を開始した後1ヶ月以内に受診。
特定診断Ⅱ	死者又は重傷者を生じた交通事故を引き起こし、かつ、当該事故前の1年間に交通事故を引き起こしたことがある者。	

任意の適性診断(法令で義務付けなし)

診断種類	対象者	備考
一般診断 ※義務付けなし	自動車を運転する者(全員)	概ね3年に1回を目途に受診させる。

・適性診断は事前の予約が必要になります。
適性診断の実施日、受診の予約については下記実施機関にお問い合わせください。

○独立行政法人 自動車事故対策機構

札幌主管支所 〒064-0808 札幌市中央区北2条東12丁目98-42 北2条新川ビル8階
 TEL:011-218-8155 / FAX:011-218-8156

函館支所 〒041-0806 函館市美原1-18-10函館東京海上日動ビル3階
 TEL:0138-88-1007 / FAX:0138-44-0555

2018.9.4移転

釧路支所 〒085-0018 釧路市黒金町7丁目4-1 太平洋興発ビル2階
 TEL:0154-32-7021 / FAX:0154-32-7023

旭川支所 〒079-8442 旭川市流通団地2条4-32-1旭川地区トラック研修センター2階
 TEL:0166-40-0111 / FAX:0166-40-0112

○ドライビングアカデミー北海道

〒085-0061 釧路市芦野5丁目12番1号
 TEL:0154-37-1196 / FAX:0154-37-1178

○TODS 苫小牧ドライビングスクール

〒059-1303 苫小牧市拓勇東町8丁目6番68号
 TEL:0144-55-7191 / FAX:0144-55-4632

○中央バス自動車学校

〒001-0908 北海道札幌市北区新琴似8条17丁目1番1号
 TEL:011-764-2525 / FAX:011-761-4230